

# アンニラ

号第4  
1970.10.2

学苑会情報宣部  
委員長・小島保雄  
(連絡先・川崎市中原区)

# 入管体制粉碎に向けて、全てのクラスで討論を開始せよ！

「出入国管理法案」国会審議上程を控え、現在、種々の分野で「入管体制粉碎」「出入国管理法案国会審議上程阻止！」の斗争が組まれてゐる。しかしながら、「民族」というのとくに祀るかといつては、様々な観察が出来られ、「内閣でも統合してくる」「田中角栄」は向赴外へと日本氏・民貴！しかし、現在僕達に公認されるのに、一咎何であるのだろうか？「入管体制」→→公認とすぐ窓口的「公認され」とではなくし、「入管体制」の現実、又道德しなければならない。

即ち「入管斗争」とは、政府阻止させたあと同時に、65~66年の全共斗運動の過程で、我々が「学生」としての存在を向むかれたのと同様に、「入管体制粉碎」の斗争は、我々「日本人」としての存在、否「人間」としての存在が向むかれてゐる。「入管体制粉碎」は、もはや言葉と語りではならぬ。今や集会における華青斗議君の「御民族たる日本人は君……」と始まる西遊記が、象徴的な形で受け入れなければならぬ。逆に、現在の間に今からもおろして「君曰アジア人」と語らではならぬ。更から出発し、「血の道にて斗争」を組まなければいけない。確かに我々の世代は、我々の親達の世代とも遼い「争」を活してはいる。しかし、或る朝鮮人は「侵略の親に対してなされたこと、今後はおして行なわれることのことは全く同じなんだ」という訴えだけに、我々は何と答えればよいのだろうか。

入管斗争は決して「在日被抑臣民」の問題などではない。我々「日本人」の問題なのだ。現在の「在日・被抑臣民」は、日本のアジア侵略の一端から出発した。差別化され、あくまで在住者としての我々の、意識してゆくとして、相手として見るべきことの「被抑臣民」の立場に立つての問題である。また現在の「日本國に冠する大韓民國國民の法的地位及び待遇に與する大韓民國と日本國との間の協定」により、在日朝鮮人は全て昭和46年1月16日に韓國籍の喪失、即ち、大韓民國国籍として日本國に、永住許可の申請をしなければならないことが取扱いられる。

また現在、東南アジア諸國から「朝鮮人」という名の下に、ヤミ勞働者が輸入されている。その水戸の一例として、一方、夙奈の赤羽労働者に対するため、韓国人労務者約万人の説教が寺内上程いたりとあつたが、これは既ト首相自らが密談の席上で「使わね」と強く断り、「なんとか消しどのたごと」もあつた。したがって、「使わね」と強く断り、「なんとか消しどのたごと」もあつた。

日本政府が「國會に送付する」ところれども、在日朝鮮人々中國人なども押収され、中国、北朝鮮などからの回国、没収する現行の「出入国管理法」を更に厳しく運用的に改廃した「仕へ國管理法案」が、公認され、國会に上程しようとしている。一方逆に以前が「國會にしない」と方的に考へる外国人の出入り・在留についてには極めてあやふやな大が多く、ほんの僅かに制限をやるものである。

「入管体制粉碎！」

「出入国管理法案」国会審議阻止！